

## 地域振興施設の整備・運営手法

### 1 施設の運営方針

道の駅の運営形態としては、大別して①徳島市の直営、②第三セクター、③指定管理者、④PFI・PPPの4つが考えられる。

#### (1) 直営方式／公設公営

市が直接管理運営を行う方法。トイレの維持管理やレストラン・販売施設の運営など、施設毎に業務委託またはテナント方式をとる場合が多い。

#### (2) 第三セクター方式／公設民営

かつての民活の代表的手法。地方自治法の改正、運営効率化の課題等から、現在は指定管理者制度へ移行しつつある。

#### (3) 指定管理者方式／公設民営

施設の管理運営を公共的団体（第3セクター等）または民間事業者等に委ねる方法。  
レストラン・販売施設はテナント方式による場合もある。「指定管理者制度」は「官から民へ」という構造改革路線に基づき「公的施設の管理運営」を「民」の団体にも広く委任できる。

#### (4) PFI・PPP方式／民設民営

施設の建設から運営までを民間事業者が行う方法。公共投資を出来るだけ抑制しながら、社会資本の整備を促進する有効な手段として民間活力を活用する事業手法である。

民間企業、NPO、ボランティア団体、住民等も含めた多様な事業主体の参画・連携により、行政と民間の協働による効率的なサービスを提供しようとするものである。

### 2 事業の実施に向けた課題

#### (1) 施設運営準備組織の組成

具体的な施設計画に向けて、実際に施設運営に関わる可能性のある関係者により構成された組織を立ち上げ、運営側から求める内容を施設計画や設計に反映する必要がある。

また、スムーズな開業、施設運営を実現させる上でも、当事業の中心となって施設運営を牽引していく組織づくりが必要である。

#### (2) 実施運営面の協議

事業を健全に運営していくシステムや体制づくり、事業の採算性の検討、実施の手順、各部門の役割や担当、公益と収益の分担など、実際の事業運営を想定した協議が必要。

また、実施する事業に必要な地域資源の確保や、活用可能なノウハウ、外部からの人材導入の可否などの実態を調査し、実施する事業の確定に向けた協議が必要。

#### (3) 事業参加者との協議・サポート

事業参加者からなる出荷者協議会を設置し、道の駅管理者との連携のもとで研修等を行いながら、安心・安全な産品づくりを実施する必要がある。また、ノウハウのない分野に関する

る専門家や外部協力者へのサポート要請など、事業参加者をバックアップする体制を構築する必要がある。

#### (4) その他

実施する事業の理念に基づき、関連する専門家、実務者、デザイナー等に助言や協力支援、指導をうけることも重要である。また、施設建設、開業許可等、関係機関、官庁との事前の協議・確認や使用する機器備品等の意見交換が必要である。

#### 【参考】産地直売所運営における取り組み事例（久万高原町の場合）

##### 1) 開店までに取り組む内容

- ① 出荷者の組織化(生産者協議会)の設立
- ② 農産物等集出荷システムの構築（出荷者の確保）
- ③ 出荷者と運営者側による開店に向けた協議
- ④ 生産者協議会規約の整備（活動の要点や取り決め等のルールづくり）
- ⑤ 取扱商品の選定及び納品・陳列に関する取り決め

##### 2) 開店前から開店後も継続して取り組む内容

- ① 協力農家への普及活動及び研修等の実施
- ② 農産物の栽培計画（取り扱い種類の増加）
- ③ 生産者のスキルアップ対策
- ④ 農産物栽培履歴の記帳整備
- ⑤ 現在製造されている加工品のレベルアップ研修等